

U12 カテゴリーの登録および移籍の考え方について

■ミニバスの理念の継承

U12 カテゴリーでは、これまで、日本ミニバスケットボール連盟(以下、ミニ連)をはじめ、各都道府県ミニ連の関係者が中心となって、単一校・単一チームを基本とし、どの小学校でもミニバスケットボール(以下、ミニバス)ができるような環境整備を目指して、U12 世代のバスケットボールの普及に努めてまいりました。それに伴い、2018 年 12 月末時点で、男女合わせて約 9,000 弱のチームが JBA に加盟登録をして活動しております。

2018 年度からは「U12 カテゴリー部会/日本ミニ連」として、これまで日本ミニ連が推進してきた普及の理念を尊重しながら、引き続き U12 世代におけるバスケットボールの普及に取り組んでおります。

■現行規程の課題と変更内容

以下 2 点の主な事情を踏まえ、U12 カテゴリー部会では登録および移籍について検討を重ね、時代背景や環境に即した規程とするための改定案をまとめました。

1. 少子化の影響

【課題点】 単一校・単一チームや、近隣校で合体したチームでは選手を集めることが難しくなっている、等

【改定後】 一定の条件の下での登録の自由を容認し、希望するチームへの加入を可能とする。

※U12 カテゴリー登録運用細則を定める。

2. 移籍ができないことの問題

【課題点】 暴言・暴力・人間関係等のトラブルなどの問題があっても、移籍が制限されていたため、我慢して続けるかバスケットボールを辞めるかのどちらかしかなかった、等

【改定後】 特別な事情があれば、チーム間の移籍を認める。

※U12 カテゴリー移籍運用細則を定める。

注) 今回の変更は、特別な事情がある選手の移籍を認めるもので、この規程を悪用して強化目的や勝利至上主義のもとに移籍することを促すものではありません。

■U12 カテゴリーにおける登録・移籍に関する規程について(再確認)

今回の登録・移籍に関わる規程の変更は、決して、これまでの枠組みと活動を全面的に否定するものではありません。例えば、これまで小学校区単位で編成されていたチームは、これまで同様、小学校区単位で選手を募集して活動することができます。さらには、新たな枠組みの中で活動することも可能になります。

また、今回の登録・移籍に関わる規程の変更は、強化目的や勝利至上主義を促すものでもありません。例えば、大会での勝利を目指すために、他チームの有力な選手を自分のチームに移籍させて戦おうとするチームと、その指導者は、U12 世代に必要な競技の普及と選手の育成に取り組んでいるとは言えません。勝利を第一優先として強化に走るチームや指導者が増えてしまう場合には、勝利至上主義を助長するものとして全国やブロックの競技会の在り方について考えることや、改めて指導者に対する罰則規程の必要性も検討していかなければならないと考えます。

U12 カテゴリーの登録および移籍に関する規程類の変更について

<変更内容について>

2018 年度まで、U12 カテゴリーにおける登録および移籍に関しては、日本ミニバスケットボール連盟（以下、日本ミニ連という）の登録関連規程に基づき、都道府県ミニ連の規程類で実施されてきたが、2018 年度の組織再編に伴い、**2019 年度以降は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、JBA という）の登録関連規程に基づいて実施するものとする。**

U12 カテゴリーにおける登録および移籍に関しては、**2019 年度より JBA 基本規程（第 3 章 所属団体、第 4 章 選手、第 5 章 登録および移籍）に基づいて実施するが、選手の発達段階等を考慮し、以下の通り U12 カテゴリー登録運用細則および U12 カテゴリー移籍運用細則を定め、運用するものとする。**

<規程類の変更>

～2018 年度まで	➔	2019 年度～
日本ミニバスケットボール連盟 規程・規約類		公益財団法人日本バスケットボール協会 各種規程

<登録および移籍に関する規程類の変更>

～2018 年度まで：日本ミニ連関連規程		2019 年度～：JBA 関連規程
日本ミニバスケットボール連盟規約 第 8 章 登録	➔	JBA 基本規程 第 5 章 登録及び移籍
日本ミニバスケットボール連盟 登録加盟規定	➔	JBA 基本規程 第 3 章 所属団体
ミニバスケットボールの加盟規定についての 方針(確認)	➔	JBA U12 カテゴリー登録運用細則 JBA U12 カテゴリー移籍運用細則
全国ミニバスケットボール大会出場における 1 チームを構成する児童在籍小学校の 学校数の制限について 5(2)児童の移籍について	➔	JBA U12 カテゴリー登録運用細則 JBA U12 カテゴリー移籍運用細則

<変更に伴う留意点>

- 2019 年度以降は、日本ミニ連や都道府県ミニ連、地区・市町村ミニ連の規程類から、全て JBA 基本規程および各種規程に移行し、U12 カテゴリーの実状(選手の発達段階等)に合わせ、JBA 内において細則を定め、全国共通の規程で実施していくことといたします。また、都道府県協会や地区・市町村協会などで、別途、独自の規程を定め、制限することなどは認められません。
- 2019 年度から施行とするにあたり、**2018 年度に登録している選手は、2019 年度も同じチームで登録すること**とします。これまでの登録がすべてリセットされて、2019 年度は自由に登録ができるということではありません。
- U12 カテゴリーにおいては、選手の発達段階等を鑑み、チームを次々と変更することは好ましくないことから、**当該登録年度の前年度に所属していたチームから、当該登録年度は違うチームに所属することも移籍**とします。

U12 カテゴリー登録運用細則

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本規程の第3章 所属団体、第4章 競技者、第5章 登録および移籍に基づき、U12 カテゴリーにおける登録の運用に関して必要な事項を定める。

(対象チーム)

第2条 この細則の対象となるチームは、JBA 基本規程 第3章 所属団体、第2節 加盟チームに定める、加盟種別がU12（以下、「U12 カテゴリー」という）のチームとする。

(対象競技者)

第3条 この細則の対象となる競技者は、登録年度の4月1日時点で12歳未満の者とする。ただし、過年齢であっても小学校に就学している競技者の登録は認める。

(登録の条件)

第4条 U12 カテゴリーのチームに登録する場合は、次の1.2.の条件をともに満たすこと。

1. 競技者の主たる居住地から当該チームの主たる活動場所まで安全に無理なく集合して活動し、活動後は安全に無理なく帰宅できる範囲のチームであること。
2. 競技者の移動中の安全の確保について、当該競技者の保護者が責任をもって行える環境であること。

(附則) この細則は2019年4月1日より施行する。

U12 カテゴリー移籍運用細則

(目的)

第 1 条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本規程の第 3 章 所属団体、第 4 章 競技者、第 5 章 登録および移籍に基づき、U12 カテゴリーにおける移籍の運用に関して必要な事項を定める。

(対象チーム・対象競技者)

第 2 条 この細則の対象となるチームおよび競技者は、U12 カテゴリー登録運用細則第 2 条および第 3 条に定めるチームおよび競技者とする。ただし、U15 カテゴリーのチームに所属する、登録年度の 4 月 1 日時点で 10 歳以上の競技者が、U12 カテゴリーのチームに移籍する場合は、この細則の対象競技者とする。

(移籍の定義)

第 3 条 U12 カテゴリーにおいては、これまで登録していたチームとは異なるチームに登録することを移籍とする。

1. U12 カテゴリーのチームに登録している、登録年度の 4 月 1 日時点で 10 歳以上の競技者が、U15 カテゴリーのチームに移籍する場合は、この細則の第 4 条は適用しない。
2. U15 カテゴリーのチームに登録している、登録年度の 4 月 1 日時点で 10 歳以上 12 歳未満の競技者が、U12 カテゴリーのチームに移籍する場合は、この細則を適用する。

(移籍の条件)

第 4 条 この細則の対象となる競技者の移籍は、次の 1.2. にあける「特別な事情」があれば認める。

1. 転居
2. 人間関係等のトラブル

(移籍の回数)

第 5 条 移籍の回数制限は設けない。

(移籍の承認)

第 6 条 U12 カテゴリーにおける移籍の承認は、以下の通りとする。

1. 移籍の承認は移籍元チームの所属する都道府県協会の競技会委員長が行う。
2. 競技会委員長が U12 カテゴリーのチームおよび競技者の関係者である場合は、都道府県協会が別途移籍の承認を行う者を定め、JBA の U12 カテゴリー部会事務局に報告する。

(移籍の申請)

第 7 条 移籍の申請は、次の通りとする。

1. 移籍を申請する者は、「U12 移籍申請書」に必要な事項を記入し、移籍元チームの所属する都道府県協会事務局に提出することをもって申請を行う。
2. 都道府県協会は、移籍の申請を受理してから 14 日間以内に移籍の可否を申請者に通知する。
3. 移籍先チームが、移籍元チームの所属する都道府県以外の場合、登録の可否は当該都道府県協会の U12 カテゴリー部会間で情報共有の上、移籍元チームの所属する都道府県協会の競技会委員長または都道府県協会が定めた者が判断する。

(附則) この細則は 2019 年 4 月 1 日より施行する。

U12 カテゴリーの登録に関する運用について

<登録に関する通知内容の運用について>

これまでの学校単位の枠組みを廃し、一定の条件の下で登録の自由を容認する。

※「登録の自由を容認する」ことは、これまでの登録がすべてリセットされて、2019 年度は自由に登録ができるということではありません。

1. 対象選手

○対象となる選手は、「U12 カテゴリー登録運用細則」第 3 条に定める選手のうち、2019 年度から新たに登録をして活動する選手とします。

2. 運用上の留意点

○チームの枠組みは、これまでの学校単位の枠組みだけでは選手が集まらない等の問題に対応し、学校単位の枠組み以外も認めることとしますが、これまで通り学校単位の枠組みで活動を続けていくこともできます。

○U12 カテゴリーのチームに登録する選手は、「U12 カテゴリー登録運用細則」第 4 条 1.2.の条件をともに満たしたチームを選択することができます。

○2018 年度に U12 カテゴリーに登録している選手は、2019 年度も同じチームに登録することとします。これまでの登録がすべてリセットされて、2019 年度は自由に登録ができるものではありません。

<登録関連規程の新旧対照表(関連する条項のみ記載)>

旧) ~2018 年度まで	新) 2019 年度以降～
<p>【日本ミニ連規約】</p> <p>第 8 章 登録</p> <p>第 26 条</p> <p>本連盟に加盟登録するチームは、別に定める加盟登録規定により、所属する都道府県連盟を経て登録しなければならない。</p> <p>第 27 条</p> <p>本連盟に加盟登録し、且つ、公益財団法人日本バスケットボール協会に登録していないチームまたは個人は、本連盟の主催する行事に参加することができない。</p> <p>第 28 条</p> <p>登録年度は、毎年 4 月 1 日より始まり、3 月 31 日をもって終わる。</p>	<p>【JBA 基本規程】</p> <p>第 5 章 登録及び移籍</p> <p>第 101 条[選手登録の義務]</p> <p>① 加盟チームは、第 104 条[選手登録の手続き]の定めるところにより、所属選手の本協会への選手登録を行わなければならない。ただし、各加盟チームの登録責任者は、選手から承諾を得た上で選手登録を行うものとする。</p> <p>② 加盟チームは、未登録の選手を公式試合に出場させてはならず、また選手は、公式試合の出場に際し、登録選手に対して本協会が発行する選手登録証を携帯しなければならない。</p> <p>第 107 条[登録有効期間]</p> <p>① 登録の有効期間は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年間(以下「登録年度」という)とする。ただし、年度をまたぐ競技会に参加している場合は、この限りではない。</p>

【日本ミニ連加盟規定についての方針(確認)】

1. 日本ミニバスケットボール連盟のねらい

「チームに所属した子どもに可能な限り多くのゲームに参加させること。」

「子どもたちにミニバスケットボールの楽しさを十分に味わわせること。」

「各地に広くミニバスケットボールのチームが存在するようはかること。」

2. 加盟規定第 2 条 2 項、1 チームは単独の内容

(1) 単一学区児童で構成されたチームを原則とする。

(2) 単一学区児童のみでは活動できない場合のみ近隣の同一条件校との合体（連合）を認める。

(3) 他学区にチームが普及していない場合等、諸条件が地域によって違いがあるため上記(1)、(2)をそのまま当てはめることができない場合も多い。

その際、1. の日本ミニバスケットボール連盟のねらいをもとに加盟の適否を判断する。

連合チームの場合の学校別、学年別人数と連合の経緯、適否等について十分考慮されることが望ましい。また、加盟登録は、活動しているチームを構成している全員を対象としている。

【JBA U12 カテゴリー登録運用細則】

(目的)

第 1 条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本規程の第 3 章 所属団体、第 4 章 競技者、第 5 章 登録および移籍に基づき、U12 カテゴリーにおける登録の運用に関して必要な事項を定める。

(対象チーム)

第 2 条 この細則の対象となるチームは、JBA 基本規程 第 3 章 所属団体、第 2 節 加盟チームに定める、加盟種別が U12（以下、「U12 カテゴリー」という）のチームとする。

(対象競技者)

第 3 条 この細則の対象となる競技者は、登録年度の 4 月 1 日時点で 12 歳未満の者とする。ただし、過年齢であっても小学校に就学している競技者の登録は認める。

(登録の条件)

第 4 条 U12 カテゴリーのチームに登録する場合は、次の 1.2.の条件をともに満たすこと。

1. 競技者の主たる居住地から当該チームの主たる活動場所まで安全に無理なく集合して活動し、活動後は安全に無理なく帰宅できる範囲のチームであること。
2. 競技者の移動中の安全の確保について、当該競技者の保護者が責任をもって行える環境であること。

以上

U12 カテゴリーの移籍に関する運用について

<移籍に関する通知内容の運用について>

特別な事情(転居、人間関係等のトラブル)があれば移籍を認める。

年度におけるチームの変更も移籍とみなす。

※「特別な事情(転居、人間関係等のトラブル)があれば移籍を認める」ことは、選手にバスケットボールの競技環境を保証するためであり、決して強化や勝利至上主義を促すものではありません。

1. 対象選手

○対象となる選手は、「U12 カテゴリー登録運用細則」第 3 条に定める選手のうち、すでに登録をして活動している選手とします。

2. 運用上の留意点

○移籍は、「U12 カテゴリー移籍運用細則」第 4 条 1.2.の特別な事情がある場合に認められます。

○U12 カテゴリーにおいては、現在登録しているチームとは異なるチームに登録することを全て移籍とします。

○移籍は、「U12 移籍申請書」を都道府県協会事務局提出し、承認された場合のみ認められます。

※U12 カテゴリーにおける移籍の可否は、都道府県バスケットボール協会にて行います。

<移籍関連規程の新旧対照表>

旧) ~2018 年度まで	新) 2019 年度以降~
<p>【2017 年度日本ミニ連移籍ルール】</p>	<p>【JBA U12 カテゴリー移籍運用細則】</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本規程の第 3 章 所属団体、第 4 章 競技者、第 5 章 登録および移籍に基づき、U12 カテゴリーにおける移籍の運用に関して必要な事項を定める。</p> <p>(対象チーム・対象競技者)</p> <p>第 2 条 この細則の対象となるチームおよび競技者は、U12 カテゴリー登録運用細則第 2 条および第 3 条に定めるチームおよび競技者とする。ただし、U15 カテゴリーのチームに所属する 11 歳以上の競技者が、U12 カテゴリーのチームに移籍する場合は、この細則の対象競技者とする。</p> <p>(移籍の定義)</p> <p>第 3 条 U12 カテゴリーにおいては、これまで登録していたチームとは異なるチームに登録することを移籍とする。</p>

1. 特別な事情（転校、チームの統廃合、新設等）がない限り、チーム間の移籍は認めません。
2. 転校の場合、これまでの所属チームにとどまることもできます。
3. チームの統合で新しいチームができた場合は移籍（移籍元チームであれば残留）を認めます。
4. チームが廃部になった場合は、適切な近隣チームに移籍することを原則とします。

（平成 24 年 3 月 28 日「全国ミニバスケットボール大会出場における 1 チームを構成する児童在籍小学校の学校数の制限について 5(2)児童の移籍について」による）

1. U12 カテゴリーのチームに登録している、登録年度の 4 月 1 日時点で 10 歳以上の競技者が、U15 カテゴリーのチームに移籍する場合は、この細則の第 5 条は適用しない。
2. U15 カテゴリーのチームに登録している、登録年度の 4 月 1 日時点で 10 歳以上 12 歳未満の競技者が、U12 カテゴリーのチームに移籍する場合は、この細則を適用する。

（移籍の条件）

第 4 条 この細則の対象となる競技者の移籍は、次の 1.2. にあがる「特別な事情」があれば認める。

1. 転居
2. 人間関係等のトラブル

（移籍の回数）

第 5 条 移籍の回数制限は設けない。

（移籍の承認）

第 6 条 U12 カテゴリーにおける移籍の承認は、以下の通りとする。

1. 移籍の承認は移籍元チームの所属する都道府県協会の競技会委員長が行う。
2. 競技会委員長が U12 カテゴリーのチームおよび競技者の関係者である場合は、都道府県協会が別途移籍の承認を行う者を定め、JBA の U12 カテゴリー部会事務局に報告する。

（移籍の申請）

第 7 条 移籍の申請は、次の通りとする。

1. 移籍を申請する者は、「U12 移籍申請書」に必要事項を記入し、移籍元チームの所属する都道府県協会事務局に提出することをもって申請を行う。
2. 都道府県協会は、移籍の申請を受理してから 14 日間以内に移籍の可否を申請者に回答する。
3. 移籍先チームが、移籍元チームの所属する都道府県以外の場合、登録の可否は当該都道府県協会の U12 カテゴリー部会間で情報共有の上、移籍元チームの所属する都道府県協会の競技会委員長または都道府県協会が定めた者が判断する。

以上



登録に関する Q&A

Q1.	これからバスケットボールを始めたいと思っているのですが、どのチームを選んでもいいですか？
A1.	・「U12 カテゴリー登録運用細則」第 4 条 1.2.の一定の条件を満たしたチームを選ぶことができます。
Q2.	既に JBA 登録をして活動していますが、今年から違うチームに登録することはできますか？
A2.	・既に JBA 登録をして活動している選手が違うチームで登録することは移籍となります。 ・移籍を希望する場合は、「U12 カテゴリー移籍運用細則」に示す手続きに従ってください。
Q3.	昨年度の途中で退部したのですが、今年度から別のチームに登録して活動することは可能ですか？
A3.	・所属していたチームから登録が抹消されている場合は、所属チームがない状態なので、今年度は新たな登録となります。「U12 カテゴリー登録運用細則」に示す手続きに従ってください。 ・所属チームに登録が残っている場合は移籍となりますので、「U12 カテゴリー移籍運用細則」に示す手続きに従ってください。
Q4.	「安全に無理なく集合し、帰宅できる範囲」とは、具体的にどのくらいの範囲ですか？
A4.	・地域によって交通網や地理的な条件が異なるため、一律に距離で制限することはできません。 ・「U12 カテゴリー登録運用細則」第 4 条 1.2.をともに満たしているかが判断基準となります。
Q5.	新たに登録する場合、隣町のチームに登録することはできますか？
A5.	・「U12 カテゴリー登録運用細則」第 4 条 1.2.の条件をともに満たしていれば登録できます。
Q6.	登録先のチームは、選手の受け入れを断ることができますか？
A6.	・U12 カテゴリーの普及の趣旨から、所属を希望する選手は受け入れて指導していただきたいと思えます。よって、断るということは原則できないということをお願いいたします。
Q7.	登録の自由が容認されると、一つのチームに選手が集中してしまうので、都道府県協会や地区連盟などで「小学校区のチーム以外は受け入れない」という規則を設けてもよいですか？
A7.	・JBA が定める規程以外に、都道府県協会や地区協会などが別途、規程や内規等を定めて制限することはできません。 ・選手が特定のチームに集中するような場合は、規程で制限するのではなく、そのチームが指導者を増やしたり、リーグ戦に複数チームでエントリーしたりする方法をもって、安全で適正な競技環境を整備していくことで対応をお願いいたします。
Q8.	これまでの「学校単位の枠組みを廃し」とあるが、現在、学校単位で活動しているチームも認められなくなるのですか？
A8.	・少子化の影響等により、これまでの枠組みでは活動が継続できないチームが増えてきたことから、学校単位の枠組みを取り払って、選手を広く募集できることにしました。 ・これまで学校単位で活動してきたチームの登録・活動を妨げるものではありませんので、これまで通りに活動することができます。


移籍に関する Q&A

Q1.	2018 年度 JBA 登録をしていますが、2019 年度から別のチームに登録できるのでしょうか？
A1.	<ul style="list-style-type: none"> ・年度替わりに別のチームに登録することも移籍となります。 ・移籍は「U12 カテゴリー移籍運用細則」第 4 条 1.2.の特別な事情があれば認められます。
Q2.	現在、5 年生の選手が、年度変わりに別のチームに移籍したいと申し出てきました。6 年生になったら主力選手として期待していたのですが、移籍を拒否して残ってもらうことはできますか？
A2.	・「U12 カテゴリー移籍運用細則」第 4 条 1.2.の特別な事情に該当すれば、移籍元チームが移籍を拒否することはできません。
Q3.	主な活動場所(練習会場)から自動車ですら片道 1 時間かかるところに住む選手より、移籍したいと申し出がありました。移籍の受け入れを断ることはできますか？
A3.	・「U12 カテゴリー移籍運用細則」第 4 条 1.2.の特別な事情に該当すれば、移籍先チームは移籍を断ることはできません。
Q4.	移籍の手続きをしたいのですが、申請はどのようにすればよいですか？また、移籍の申請をしてから結果が出るまではどのくらいかかりますか？
A4.	<ul style="list-style-type: none"> ・移籍の申請は、U12 移籍申請書を都道府県協会に提出してください。 ・結果を通知するまでの期間は、移籍申請書の受理から原則 2 週間以内に対応する予定です。ただし、移籍理由の内容によっては、2 週間以上かかる場合もあります。
Q5.	移籍をした後は、すぐに試合に出場することができますか？
A5.	<ul style="list-style-type: none"> ・移籍が承認され、登録手続きが完了すれば、大会に出場する権利は得られます。 ・ただし、移籍後の大会出場の可否は、大会規程に従ってください。
Q6.	現在 A チームに所属をしていますが、B チームの練習に参加してもよいでしょうか？
A6.	<ul style="list-style-type: none"> ・練習は登録チームを問わず、どのチームにも参加することは可能です。ただし、双方のチームの承諾を得て参加してください。 ・公式戦には登録したチームからしか出場できません。
Q7.	移籍した先のチームが気に入らなかった場合、移籍は何回でもできますか？
A7.	<ul style="list-style-type: none"> ・移籍の回数は制限していません。 ・「気に入らない」という理由の内容が「U12 カテゴリー移籍運用細則」第 4 条 1.2.の特別な事情に該当しない場合、移籍はできません。
Q8.	今のチームでは大会で勝てないので、強いチームで優勝したいのですが、移籍できますか？
A8.	<ul style="list-style-type: none"> ・強化を目的とした移籍は認められません。 ・移籍は「U12 カテゴリー移籍運用細則」第 4 条 1.2.の特別な事情に該当しなければ認められません。